

# いじめ防止基本方針

三原市立深小学校

## 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。今日、大人社会の問題が反映しつつ児童生徒をめぐるいじめも深刻化・複雑化している。平成25年「いじめ防止対策推進法」が施行され、いじめの防止・いじめの早期発見及び対処のために、学校としてできうる限りの総合的かつ効果的な取り組みを推進するため本基本方針を策定する。本校の場合は、まず、積極的生徒指導による未然防止に最重点を置いた取組みを確実に行っていきたい。そのことが、児童生徒の教育を受ける権利を守り、心身の成長と人格の形成につながる何よりの取組であり、併せて危機管理と業務改善に他ならないと考えるからである。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（具体的ないじめの態様）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - 仲間はずれ、集団による無視をされる
  - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - 金品をたかられる
  - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- 等

## 3 組織の設置について

### （1）組織設置の目的および名称

いじめ防止基本方針に基づき、本校に、いじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、「いじめ防止推進委員会」（以下、委員会）を設置する。

### （2）組織

- ① 委員会は、校長、教頭、生徒指導担当者、その他校長が必要と認める職員を持って構成する。
- ② 校長は、①に規定する職員のほか、外部の専門家、PTA代表等に委員を委嘱することができる。
- ③ 校長は、会を統括し、各委員の役割分担等を行う。

### （3）委員会の機能

- ① 具体的取組みの年間計画を作成し、その実行の進捗管理を行う。
- ② いじめの相談および通報の窓口として周知し、相談および通報があった場合は早期にそれへの対応を協議する。
- ③ いじめが疑われる事案を察知した場合、校長は緊急に会議を開催する。
- ④ いじめに関する情報収集・記録またその共有。記録の保存及び引継を行う。
- ⑤ いじめであるかどうかの判断を組織的に行うとともに、対応方針の決定・事実関係の聴取・いじめの情報共有・指導や支援体制の整備・保護者連絡・関係機関との連携等を行う。

## 4 いじめ防止についての具体的な取組内容

### (1) 未然防止のための取組

#### ① いじめについての共通理解

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等に係る研修の充実を図る。
- ・全校集会や学級活動の場におけるいじめの問題についての日常的指導を行う。
- ・いじめとはどのような行為かを具体化し校内への掲示し共通認識を図る。

#### ② いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・道徳教育・人権教育の充実、読書活動・体験活動等を通じた社会性を育成する。
- ・社会体験・生活体験を通じ他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- ・他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育成する。

#### ③ 自己有用感や自己肯定感を育む指導

- ・学校の教育活動全体を通じ自己有用感や自己肯定感を育む。

#### ④ 児童の能動的行動の奨励

- ・いじめの問題を主体的に考え取り組むことができる活動を推進する。(児童会活動など)

### (2) 早期発見の取組

#### ① 定期的なアンケート調査を実施する。(児童・保護者)

#### ② 相談窓口の周知及び積極的な教育相談活動を実施する。

#### ③ 教職員間での情報交換や情報共有を充実させる。

#### ④ ノートや日記等から得た情報をもとにした実態把握を充実させる。

### (3) いじめへの対処について

#### ① いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ・些細な兆候であっても的確な関わりを持つよう複数での対応を心掛け、委員会を開催する。
- ・情報を共有し、まず、いじめを受けた児童や知らせた児童の安全を確保する。
- ・速やかに関係児童からの事情聴取を行い、事実の有無を確認する。
- ・校長が、事実確認の結果を市教育委員会に報告するとともに、当該保護者と連携する。
- ・指導が困難な場合や行為が重大である場合は警察等関係機関と連携し指導する。

#### ② いじめられた児童またはその保護者への支援

- ・複数の職員でいじめられた児童から事実関係の聴取を行う。
- ・いじめられた児童に対し自尊感情を高める指導を行うよう配慮する。
- ・可能な限り速やかに家庭訪問等により保護者に事実を伝える。
- ・児童の安全確保に努め安心感を与える。
- ・状況に応じて、校内での安全な環境づくりに努める。
- ・状況に応じて、心理や福祉の専門家等外部の専門家・関係機関の支援を要請する。

#### ③ いじめた児童への指導またはその保護者への助言

- ・複数の職員でいじめたとされる児童から事実関係の聴取を行う。
- ・いじめがあったことが確認された場合、必要に応じて関係機関との連携を密にしながら、組織的に取組みいじめをやめさせるとともに、その再発防止の措置をとる。
- ・いじめた児童には、いじめは許されないことを理解させ、行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた児童の背景・プライバシーに配慮し、厳しくも教育的な毅然とした指導を行う。状況に応じて別室での学習など特別な指導を行う。
- ・迅速に保護者に連絡し、連携して今後の指導が行えるよう協力を求め、継続的助言を与える。

- ④ いじめが起きた集団への働きかけ
  - ・いじめを見ていた児童に対し、いじめを自分の問題としてとらえさせる。(誰かに知らせる)
  - ・同調していた児童に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。
  - ・学級全体で話し合うなど、いじめは絶対に許されない行為であり根絶しようとする態度を引きわたらせるよう配慮する。
- ⑤ ネット上のいじめへの対応
  - ・発見後速やかに被害の拡大を避けるため削除する措置をとる。
  - ・名誉棄損やプライバシー侵害があった場合、プロバイダに対して削除を求めるなどの措置をとる。
  - ・必要に応じて、設置者と協議の上、法務局・警察署等との連携を行う。

#### (4) 重大事態への対処について

- ① 重大事態とは
  - ・児童が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② 重大事態の報告
  - ・重大事態が発生した場合、市教育委員会（設置者）を通じて市長へ事態発生を報告する。
  - ・設置者は、その事案の調査を行う主体や調査組織について判断する。

#### (5) 基本方針や取組についての検証・修正等について

- ① 生徒指導年間計画に則り、委員会が基本方針や取組等について検証し改善を行う。
- ② 各学期を単位としてP D C Aサイクルをもってその進捗管理を行う。
- ③ 委員会を中心に全教職員が参画できるよう配慮する。

### 5 教職員の資質能力向上について

#### (1) 生活部を中心に研修計画を策定し、教職員の資質能力の向上を図る。

- ① いじめ未然防止に向けた研修を年間計画に位置付ける。
- ② 生徒指導の3機能を生かした生徒指導・授業づくりの研修を継続する。

#### (2) 研修内容・方法の改善を図る。

- ① P D C Aサイクルによる。
- ② 生活部・教務部を中心に企画し実行する。

### 6 その他

本来、基本方針の中に盛り込むべき事項として、以下のような内容が考えられる。今後、状況に応じてより充実させていくべきと考える。

- (1) 関係機関との連携について（警察署、子ども家庭センター、福祉関係機関 等）
- (2) 地域や家庭との連携について（いじめを生まない日常的な連携のあり方 等）
- (3) 保護者、児童の代表、地域住民などが参加した取組について
- (4) 外部講師の活用
- (5) 保幼小中の連携した取り組みについて
- (6) その他

## 7 いじめ防止関連年間計画

月	重点目標	委員会	生活部	防犯教室・研修等
4	学級目標をたてる (いじめ防止の観点を)	年度当初 方針確認	生徒指導年 間計画策定	いじめ防止基本方針の確認
5	体育参観日を成功させよ う (生徒指導の目標)	児童交流	部会	積極的生徒指導について 生徒指導の3機能
6	危険から身を守る (くらしを振り返る)	児童交流	部会	いじめアンケート(教育相談) hyper QU 結果の課題・分析・取組
7	1学期を振り返る (学級目標の反省)	1学期反省	1学期反省	1学期の反省
8	命の大切さを考える	2学期の活動	部会 2学期の計画	2学期の取組について
9	安全について考える (けがの防止)	児童交流	部会	生徒指導の3機能 (学級目標の意識付け)
10	集団行動の決まりを守る	児童交流	部会	縦割り班活動について
11	発表参観日を成功させよ う (生徒指導の目標)	児童交流	部会	生徒指導の3機能 いじめアンケート(教育相談)
12	2学期を振り返る (学級目標の反省)	2学期反省	2学期反省	hyper QU 結果の課題・分析・取組
1	外で元気よく遊ぶ (新春ふれあい広場)	児童交流	部会	新春ふれあい広場 生徒指導の3機能
2	友だちを大切にする (縦割り班活動)	1年間の振り 返り	年間反省	縦割り班活動(縄跳び・ボール) 生徒指導の3機能 いじめアンケート(教育相談)
3	1年間の反省をする (学級目標の反省)	来年度の計 画	来年度の計 画	年間の反省